

保険料率の改定について

社会保険料率・雇用保険料率の改定等について簡単にご紹介します。

1. 社会保険料率について（協会けんぽ）

以下のように2024年3月分（4月支払い給与より）より、改定しております。

	改定前	改定後
健康保険料率	9.86%	9.85%
介護保険料率	1.82%	1.60%
厚生年金保険料率（改定なし）		18.3%
子ども・子育て拠出金（改定なし）		0.36%

2. 雇用保険料率

雇用保険料率については、2024年4月1日（令和6年度）より昨年度同様以下のとおりです。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般事業 （令和5年度）	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林・水産・清酒製造 （令和5年度）	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設業 （令和5年度）	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

3. 労災保険料率

労災保険料率については、2024年4月1日（令和6年度）多くの業種で料率の変更となっております。下記、厚労省HPよりご確認をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/content/leaflet_r06.pdf

なお、年度更新業務において、

労災保険料にかかる確定保険料の計算は令和5年度の料率で計算

労災保険料にかかる概算保険料の計算は令和6年度の料率で計算

となりますのでご注意ください。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

